

消毒方法トシテハ衣服、寝具ノ類ハ日光ニ充分曝シ、手拭、食器等ハ熱湯ニ充分浸スガヨイ。
七、酩酊時ニハ花柳病ニ罹リ易イカラ性交セヌコト。
八、三種ノ花柳病ノ何レカニ罹ツテ居ル者デモ更ニ他ノ花柳病ニ罹ル危險ガアルカラ用心セネバナラヌ

流行性感冒防ニ關スル件

(大正十年一月)
(内務省訓令第一號)

第一 病原及傳染徑路

- 一 病原體トシテ「ブアイフェル」氏菌、瀘過性病原體又ハ他ノ菌ヲ舉クル者アルモ現今ニ於テハ未タ學者間ニ意見ノ一致チ見ス
- 二 重症ノ流行性感冒ニハ「ブアイフェル」氏菌及肺炎雙球菌重要ナル意義ヲ有ス
- 三 病原體ノ排泄口及浸入門戶ハ主トシテ口腔及鼻腔ナリ
- 四 感染ハ主トシテ咳嗽、噴嚏等ノ際ニ於ケル飛沫傳染ニ因ル
唾液、鼻汁其ノ他寢具、食器、手拭等感染ノ媒介ナスコトアリ
- 五 病原體保有者カ傳染源トナルコトアリ

第二 豫防方法

- 一 傳染徑路ノ遮斷
- 甲 飛沫傳染ノ防止

一 咳嗽、噴嚏ニ關スル注意

- イ 咳嗽、噴嚏ノ際ハ「ハンケチ」、手拭、紙片等ニテ口鼻ヲ覆フコト
ロ 對談ノ際ナハルヘク三、四尺ノ間隔ヲ保ツコト
△ 飛沫傳染ノ危険ナルコトヲ周知徹底セシムルコト
- 二 「マスク」ノ使用
 - イ 患者ニ接スル時使用スルコト
 - ロ 群集ノ中(電車、汽車、劇場、寄席、活動寫眞館、集會等)ニ入ルトキ使用スルコト
ハ 患者又ハ罹患ノ疑アル者ハ人ニ接スルトキ又ハ外出ノ際使用スルコト
 - ニ 理髮業者ノ如キハ從業中使用スルコト
- 三 「マスク」ニ關スル注意
 - イ 「マスク」ハ清潔ナル布片ニテ製シ其ノ厚サハ「カーセ」六枚ノ程度ヲ標準トスルコト
ロ 「マスク」ハ口鼻ヲ完全ニ覆フ大サチ要スルコト
ハ 「マスク」ハ時々取換ヘ又ハ煮沸、洗濯スル等當ニ清潔ニスルコト
- 乙 患者ノ隔離
 - 一 一般家庭
 - イ 患者ハナルヘク別室ニ隔離シ別室ナキトキハ屏風、衝立ノ類ヲ以テ健康者ト隔ツルコト
患者ハナルヘク早期ニ入院スルヲ可トス
ロ 患家トノ交通ヲ差控フルコト
 - 二 寄宿舎及工場等
 - イ 流行ノ兆アルトキハ健康診断、外出禁止、面會謝絶其ノ他出入ノ警戒ヲナスコト

口 隔離室ヲ設ケ患者及罹患ノ疑アル者ハ早期ニ隔離スルコト
ハ 工場通勤者ニシテ罹患セルモノ又ハ罹患ノ疑アルモノアルトキハ相當期間就業ヲ差控ヘシムルコト

三 旅店、下宿其ノ他宿泊所

イ 患者又ハ罹患ノ疑アル者ニバ速ニ醫療ヲ受クヘキコトヲ勧メ他ノ宿泊人トノ交通ヲ差控ヘシムルコト

四 病院其ノ他患者收容所

ロ 患者ニハナルヘク早期入院ヲ勧ムルコト

五 客ニ接スル業務者

イ 流行性感冒患者ト他ノ一般患者トハ同室ニ收容セサルコト

丙 集會、集合ノ制限

イ 患者又ハ罹患ノ疑アル者ハ相當期間就業ヲ差控フルコト

乙 演說會、講演會、説教等

イ 流行時ニハナルヘク此種ノ會合ヲ見合スルコト

二 學校、幼稚園等

(一) 昇校停止

イ 職員、生徒、兒童ニシテ罹患セルモノ又ハ罹患ノ疑アルモノハ直ニ昇校ヲ停止スルコト

ロ 患者ノ發生セル家庭又ハ部落ヨリ來ル職員、生徒、兒童ニ對シテハ必要ト認ムルトキハ直ニ昇校ヲ停止スルコト

(二) 學校閉鎖

イ 學校内、學校所在地及其ノ近傍ニ於テ患者發生ノ場合ハ狀況ニ依リ速ニ全校又ハ其ノ一部ヲ閉鎖スルコト

(三) 流行時ニハ遠足、運動會、早朝ノ昇校等ニ付考慮スルコト

(四) 幼稚園ニ於テハ前記各號ニ準シ處置スルコト

三 劇場、寄席、活動寫眞館等

イ 流行時ニハ入場者ノ「マスク」使用ヲ獎勵シ衛生施設ヲ一層嚴密ニシ狀況ニ依リ興行ヲ見合ハスコト

四 祭禮、祝賀會、法會、葬式等ニ於ケル多人數ノ集合ハナルヘク之ヲ避ケルコト

五 交通機關

イ 咳嗽、噴嚏ニ關スル注意、「マスク」ノ使用、唾痰ノ處置ヲナルヘク勵行スルコト

丁 消 毒

一 唾痰ノ處置

イ 唾痰ハ唾壺、布片紙片又ハ下水、便地等ノ外ニ咯出セサルコト

ロ 唾痰、鼻汁ニテ污染セル布片、紙片及唾壺内ノ唾痰ハ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト

二 居室ノ消毒

イ 豊及器具ハ濕布ヲ以テ拭淨シ室内ハ日光ノ射入、空氣ノ交換ヲ充分ニスルコト

ロ 寢具、衣類等ノ消毒

屢々日光消毒ヲ行フカ又ハ煮沸消毒、蒸氣消毒等ヲ行フコト

八 食器ノ消毒

食器ハ專用トシ使用ノ都度熱湯消毒ヲ行フコト

二 患者又ハ罹患ノ疑アル者ノ使用セル物件ハナルヘク健康者用ノモノト區別シ消毒セル後ニ非サレハ他人ニ使用セシメサルコト

三、旅店、下宿屋、飲食店、料理店等ニ於テ營業上使用スル物件ニ付テハ前記各號ニ準シ處置スルコト

戊 合 嘴

含嗽ハ食鹽水（百分中食鹽一）、重曹水（百分中重曹一）、硼酸水（百分中硼酸二）、微溫湯等ヲ使用シ一日數回殊ニ外出ノ後食事ノ前後及就眠前ニ行フコト

第二 豫防注射

流行ノ兆アル時ハナルヘク速ニ豫防注射ヲ受クルヲ可トス

注射ヲ受ケムトスルモノニシテ心臟疾患、脚氣、腎臟疾患、肺結核、妊娠、發熱其ノ他身體ニ異常アルモノ

ハ豫メ特ニ醫師ニ協議スルコト

第三 一般衛生

一 精神ヲ爽快ニ保チ皮膚ヲ練固シ腸胃ヲ健全ニシ適度ノ運動ヲナシテ抵抗力ノ増進ヲ計ルコト

二 徒歩ヲ獎勵スルコト

三 老幼、虛弱者ハ特ニ寒氣ニ冒サレサルヲトニ注意スルコト

イナルヘク早朝、深夜ノ外出ヲ避クルコト

ロ 寒氣甚シキ時ハ戸外ノ遊戯、運動等ヲ差控フルコト

ハ 防寒設備ニ注意シ湯冷、寢冷等ヲ避クルコト

四 強壯者ト雖豫防注意ヲ怠ラサルコト

五 過勞ヲ避ケ休養ヲ充分ニスルコト

六 室内ノ採光、換氣、清潔ニ注意シ寢具、衣類等ノ乾燥其ノ他清潔ニ努ムルコト

七 頭痛、發熱等身體ニ異常アルトキハ速ニ醫師ノ診療ヲ受ケ其ノ注意ヲ嚴守スルコト

八 妊婦、產婦ハ特ニ豫防ニ注意スルコト

九 劇場、寄席、活動寫眞館其ノ他多衆集合ノ場所ニ立入ルヲ差控ルコト

	便 所	便 所	便 所	便 所	側壁等	側壁等	側壁等	側壁等
臺 所 器 具 所	鉢、肥料溜 便壺、手洗	鉢、肥料溜 便壺、手洗	鉢、肥料溜 便壺、手洗	鉢、肥料溜 便壺、手洗	マリン一水（拭淨、撒布、噴霧）	マリン一水（拭淨、撒布、噴霧）	マリン一水（拭淨、撒布、噴霧）	マリン一水（拭淨、撒布、噴霧）
井戸、水槽					一、生石灰末（全液量ノ三十分ノ一以上）、又ハ「クロール」石灰水（全量ノ五分ノ一以上）ヲ加ヘ攪拌シ二時間以上放置ス。一週間経過後肥料トス。	一、生石灰末（全液量ノ三十分ノ一以上）、又ハ「クロール」石灰水（全量ノ五分ノ一以上）ヲ加ヘ攪拌シ二時間以上放置ス。一週間経過後肥料トス。	一、生石灰末（全液量ノ三十分ノ一以上）、又ハ「クロール」石灰水（全量ノ五分ノ一以上）ヲ加ヘ攪拌シ二時間以上放置ス。一週間経過後肥料トス。	一、生石灰末（全液量ノ三十分ノ一以上）、又ハ「クロール」石灰水（全量ノ五分ノ一以上）ヲ加ヘ攪拌シ二時間以上放置ス。一週間経過後肥料トス。
芥溜、溝渠					前記病室及ビ器具類ト全時ニ全様（但昇汞水ヲ用フベカラズ）	前記病室及ビ器具類ト全時ニ全様（但昇汞水ヲ用フベカラズ）	前記病室及ビ器具類ト全時ニ全様（但昇汞水ヲ用フベカラズ）	前記病室及ビ器具類ト全時ニ全様（但昇汞水ヲ用フベカラズ）
下水、汚水					一、生石灰（全水量ノ五十分ノ一以上）、又ハ「クロール」石灰水（全水量ノ五百分ノ一以上）攪拌シ十二時間以上放置ス。二、簡易消毒法ヲ行フ（三十分後飲用ニ適ス）	一、生石灰（全水量ノ五十分ノ一以上）、又ハ「クロール」石灰水（全水量ノ五百分ノ一以上）攪拌シ十二時間以上放置ス。二、簡易消毒法ヲ行フ（三十分後飲用ニ適ス）	一、生石灰（全水量ノ五十分ノ一以上）、又ハ「クロール」石灰水（全水量ノ五百分ノ一以上）攪拌シ十二時間以上放置ス。二、簡易消毒法ヲ行フ（三十分後飲用ニ適ス）	一、生石灰（全水量ノ五十分ノ一以上）、又ハ「クロール」石灰水（全水量ノ五百分ノ一以上）攪拌シ十二時間以上放置ス。二、簡易消毒法ヲ行フ（三十分後飲用ニ適ス）
鼠族ノ棲息 所 交 通 ス ル 場	A 屋根裏、天井板、羽目板等ニハ石炭酸水 又ハ昇汞水ノ拭淨又ハ撒布ヲ行フ B 床下等ニハ「クロール」水ノ撒布ヲナ ル	A 芥溜、及ビ不潔湿润ノ土地ニハ石灰乳又 ハ「クロール」石灰水ヲ注ギ二時間以上放 置、後芥溜を焼却ス B 溝渠ニハ生石灰末、石灰乳又ハ「クロー ル」石灰水ノ撒布	便壺ト同時ニ同様ニ					

- 一、以上ノ消毒ヲ行ヒ難キ衣類、寝具、器具、敷物、圖書、書類其他ノ物件ハ日光消毒又ハ大氣中ニ乾燥セシム
- 一、動物ノ死体又ハ消毒後再び使用ニ供スル目的ナキ物件、又ハ消毒費用ニ比シ廉價ナル物件ハ燒却スル
- 一、船舶、汽車、電車ハ室内ノ消毒ト同様ニ
- 一、風呂ハ其マ、煮沸（沸騰三十分間以上ツヽケル）ヲナスカ、又ハ「クロール」石灰水ニテ消毒ヲナス
- 一、船底水ハ全水量ノ二百分ノ一以上ノ生石灰、又ハ二千分ノ一以上ノ「クロール」石灰水ヲ加ヘ、ヨク攪拌シ、二十四時間後ニ汲ミ出シ捨テル

傳染病ノ類別ニ依ル消毒施行區分及ビ其消毒方法一覽表

七、石炭等(二〇%)之ハ左ノ通リニ、仰シ初メ少許ノ水ア泥狀トナシ、次テ乳狀トナス(使用スルトキ新ニ)

調製ス

凡ソ一「リツトル」ヲ製スルニハ生石炭ヲ

○・二瓶

ニ水 ○・八「リツトル」ヲ加フ

ク五ク

一・〇タ

ク四〇ク

ク五ク

ク九〇ク

ク

ク五斗

ク

ク

ク五ク

ク

ク

ク五斗

ク

ク

正誤表

項數	行數	誤(●印)	正(○印)
八	五	ペスト、コラレの二種	ペスト、コレラの二種
一七	四千五百	私共の人体を	私共の身体を
一九	一九	苦みがないが時に	苦みがないか時に
二二	二二	菌蟲は諸々方々へ	菌蟲は諸所方々へ
二四	二四	こんな人を永年排菌者さも	初から病原菌や寄生蟲卵など
三一	三一	又地方には	又他方には
五一	五一	始めから寄生蟲卵など	初から病原菌や寄生蟲卵など
八二	八二	留轉(汗疹)	留點(汗疹)
一七〇	一七〇	(汗疹)及び傳染徑路及び豫防法	及び以下削除す
二八一	二八一	型(云ひ)	形(云ひ)
二九〇	二九〇	縦に千(横にならば七千七百)	縦に二千(横にならば七千五百)
三一五	三一五	三時間。三十分間、	三時間。X光線で三十分間、
三四〇	三四〇	他方に	他所に
五六六	五六六	大嫌(嫌)	大變(嫌)
一八九	一八九	殆んど其跡を	殆んど其跡を

終